

(第1面)

提出時に記入

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

令和〇年〇月〇日

茨城県知事 大井川 和彦 属

■住所等は、個人が申請する場合は住民票のとおり記載すること  
 ■法人が申請する場合は履歴事項全部証明書のとおり記載すること。

申請者

郵便番号 310-8555

住所 茨城県水戸市笠原町978番6

氏名 茨城産廃株式会社

代表取締役 茨城 太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 029-301-3033

法律第14条の2第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業  
 産業廃棄物処分業

■現在の許可証の「許可の年月日」を記載すること  
 ■許可証の許可番号の下6桁を記載すること

添付する関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号 〇〇年〇月〇日 第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号

収集運搬業・処分業の種類 収集運搬業

申請する事業区分を記載すること

許可に係る事業の範囲(収集運搬業にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合、又にかん)

積替え保管を除く  
 別表1(変更前)のとおり

■「別表1(変更前)のとおり」と記入し、現在の許可証の事業の範囲を別表1に記入して添付すること

(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む)を記載すること)

■「別表1(変更後)のとおり」と記入し、追加する品目等変更の内容を別表1に記入して添付すること

変更する理由を記載すること

容 別表1(変更後)のとおり

変更理由 顧客の要望により申請するもの

変更に係る事業の用に供する施設の種類の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)

清掃車 1台  
 オープンドラム 10個  
 フレコンバッグ 10枚

■変更に伴い追加する施設を記載すること。  
 ■車両や容器は、その種類ごとに、数量を記載すること。

変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要 特になし

※ 事務処理欄

車両〇種類〇台、容器〇種類〇個は×

産業廃棄物処理業許可申請（新規・更新・変更）では、品目ごとに石綿含有産業廃棄物などの限定項目について「含む・除く」のいずれかを選択してください。

申請者名	茨城産廃（株）
------	---------

品目	限定区分 今回申請	自動車等破砕物		石綿含有産業廃棄物		水銀使用製品産業廃棄物		水銀含有ばいじん等		左記のほか許可証に記載する限定表記
		除く ※1	含む ※2	除く ※3	含む ※4	除く ※5	含む ※6	除く ※7	含む ※8	
		1 燃え殻	<input type="checkbox"/>							
2 汚泥	<input checked="" type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	建設工事で発生した物に限る
3 廃油	<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			限定区分以外に品目の取扱いを限定したい場合には限定する内容を記載すること。
4 廃酸	<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5 廃アルカリ	<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6 廃プラスチック類	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			
7 紙くず	<input checked="" type="checkbox"/>									
8 木くず	<input checked="" type="checkbox"/>									
9 繊維くず	<input checked="" type="checkbox"/>									
10 動植物性残さ	<input type="checkbox"/>									
11 動物系固形不要物	<input type="checkbox"/>									
12 ゴムくず	<input type="checkbox"/>									
13 金属くず	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			
14 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			
15 鉱さい	<input type="checkbox"/>							<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
16 がれき類	<input checked="" type="checkbox"/>			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
17 動物のふん尿	<input type="checkbox"/>									
18 動物の死体	<input type="checkbox"/>									
19 ばいじん	<input checked="" type="checkbox"/>							<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
20 政令第13号廃棄物	<input type="checkbox"/>									
以上		9 種類								

<記載方法>

- 申請する品目ごとに「今回申請欄」に☑をつける。
- ☑をつけた品目について自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等について、除くか含むのいずれかを選択する（網掛け部分は記載不要）
- ☑をつけた品目について、さらに許可証に記載する限定表記がある場合はその文言を記載する。  
例：汚泥（乾燥汚泥に限る。） 廃プラスチック類（廃タイヤに限る。） など

産業廃棄物処理業許可申請（新規・更新・変更）では、品目ごとに石綿含有産業廃棄物などの限定項目について「含む・除く」のいずれかを選択してください。

申請者名	茨城産廃（株）
------	---------

品目	限定区分		自動車等破砕物		石綿含有産業廃棄物		水銀使用製品産業廃棄物		水銀含有ばいじん等		左記のほか許可証に記載する限定表記
	今回申請		除く	含む	除く	含む	除く	含む	除く	含む	
			※1	※2	※3	※4	※5	※6	※7	※8	
1 燃え殻	<input type="checkbox"/>								<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	限定区分がある品目は、希望する方に☑すること。
2 汚泥	<input checked="" type="checkbox"/>			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	建設工事で発生した物に限る
3 廃油	<input type="checkbox"/>						<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
4 廃酸	<input checked="" type="checkbox"/>						<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	限定区分以外に品目の取扱いを限定したい場合には限定する内容を記載すること。
5 廃アルカリ	<input checked="" type="checkbox"/>						<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6 廃プラスチック類	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
7 紙くず	<input checked="" type="checkbox"/>										
8 木くず	<input checked="" type="checkbox"/>										
9 繊維くず	<input checked="" type="checkbox"/>										
10 動植物性残さ	<input type="checkbox"/>										
11 動物系固形不要物	<input type="checkbox"/>										
12 ゴムくず	<input checked="" type="checkbox"/>										
13 金属くず	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			
14 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			
15 鉱さい	<input checked="" type="checkbox"/>								<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
16 がれき類	<input checked="" type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>						
17 動物のふん尿	<input type="checkbox"/>										
18 動物の死体	<input type="checkbox"/>										
19 ばいじん	<input type="checkbox"/>								<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
20 政令第13号廃棄物	<input type="checkbox"/>										
以上		12	種類								

<記載方法>

- 申請する品目ごとに「今回申請欄」に☑をつける。
- ☑をつけた品目について自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等について、除くか含むのいずれかを選択する（網掛け部分は記載不要）
- ☑をつけた品目について、さらに許可証に記載する限定表記がある場合はその文言を記載する。  
例：汚泥（乾燥汚泥に限る。） 廃プラスチック類（廃タイヤに限る。） など

(第2面)

申請者(個人である場合)				
(ふりがな) 氏名	性別	生年月日	本 住	籍 所
	男・女			
(法人である場合)				
(ふりがな) 名称			住	所
いばらきさんばいかぶしがいしゃ 茨城産廃株式会社			茨城県水戸市笠原町978番6	
法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)				
(ふりがな) 氏名	性別	生年月日	本 住	籍 所
	男・女			
	男・女			
	男・女			
役員(申請者が法人である場合)				
(ふりがな) 氏名	性別	生年月日	本 住	籍 所
いばらき たろう 茨城 太郎	男・女	昭和11年1月11日	茨城県水戸市笠原町978番6	
		代表取締役	同上	
いばらき じろう 茨城 次郎	男・女	昭和22年2月22日	茨城県土浦市真鍋5丁目17番26号	
		取締役	同上	
いばらき はなこ 茨城 花子	男・女	昭和33年3月3日	茨城県常陸太田市山下町4119番地	
		監査役	茨城県筑西市二木成615	
	男・女			

履歴事項全部証明書の記載のとおり

ふりがなや性別に記載漏れがないようすること。

住民票の記載どおり記入すること。  
一丁目2番を1-2などと記載しないこと。

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の総数	1,000株		出資の額	1,000万円
(ふりがな)氏名又は名称	性別	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	本籍
			割合	住所
いばらき たらう 茨城 太郎	男・女	昭和11年 11月11日	450株	茨城県水戸市笠原町978番6
			45%	同上
みと かずお 水戸 一男	男・女	昭和44年 4月4日	300株	茨城県鉾田市鉾田1367番地の3
			30%	同上
かぶしきがいしゃ 株式会社 いばらきしょうかい 茨城商会	男・女	代表取締役 笠原 次子	200株	
			20%	茨城県水戸市笠原町978番25
残りの株式は5%未満の株主が保有している。	男・女			

■持株が100分の5未満の株主がいる場合には、記載例のように、その旨を記入してください。

■法人が株主の場合は代表者の役職と氏名を記入。

■法人は本店所在地を記入。

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな)氏名	性別	生年月日	本籍
		役職名・呼称	住所
みと じろう 水戸 二郎	男・女	昭和42年6月25日	茨城県鉾田市鉾田1367番地の3
		営業部長	同上
	男・女		

政令6条の10に規定する使用人がある場合は記入。

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この株式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

# 事業計画概要書(収集運搬業)

(変更許可申請時に変更部分を明確に記載すること)

## 1. 事業の全体計画

現在、当社は既に産業廃棄物収集運搬業を営んでおりますが、顧客からの要望により新たに汚泥、石綿含有産業廃棄物の収集運搬事業を行いたく、今回許可の申請をいたします。

収集運搬業に当たっては廃棄物処理法等を遵守し、顧客から指定された運搬先まで産業廃棄物の運搬を行います。

具体的な排出事業者の名称及び所在地(代表的なもの1つで可。番地含む)を記載すること。

予定排出事業者の所在地が茨城県外の場合には、下記の記載例のように、

「事業者名・住所・(茨城県内の事業所)」というふうに記載すること。

「紙くず」や「動植物性残さ」といった特定の事業活動に伴って排出される産業廃棄物については、その要件を満たす排出事業者を記載すること。

## 2. 収集運搬する産業廃棄物の種類及び運搬先

	(特別管理)産業廃棄物の種類	運搬量(t/月又はm <sup>3</sup> /月)	性状	排出事業者の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地(処分場の名称及び所在地)
1	汚泥	5t/月	泥状	(株)〇〇工業 千葉県〇〇市〇町1-3 (茨城県内の現場)	なし	〇〇興業(株) 茨城県水戸市〇〇56
2	廃プラスチック類(*4)	5t/月	固形	(株)〇〇建設 茨城県日立市〇〇34	なし	(株)〇〇環境 茨城県笠間市〇〇78
3	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*4)	5t/月	固形	(株)〇〇建設 茨城県日立市〇〇34	なし	(株)〇〇環境 茨城県笠間市〇〇78
4	がれき類(*4)	5t/月	固形	(株)〇〇建設 茨城県日立市〇〇34	なし	(株)〇〇環境 茨城県笠間市〇〇78
7	石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む場合にはその旨を記載すること。石綿含有産業廃棄物の場合は、予定処分先に石綿含有産業廃棄物を処理できる最終処分場等を記載すること。 また水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等についても、それらが扱える処分場を記入すること。					
8	事業範囲変更許可申請に伴い新たに追加する品目のみ記載すること。			処分先は具体的な処分業者等の名称及び処分場等の所在地(番地含む)を記載すること。 処分場を持たない事業者や積替え保管施設等を有さない事業者は予定運搬先として認められないので注意すること。		

備考 取扱う産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(\*4) は石綿含有産業廃棄物を含む

### 3. 運搬施設の概要

#### (1) 運搬車両の一覧

	車両の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	脱着装置付コンテナ専用車	水戸 100 あ 11-11	3,800	(所有者) 株式会社 環境〇〇	
2	キャブオーバ	つくば 100 い 22-22	8,000	(所有者) 株式会社 〇〇リース (使用者) 株式会社 環境〇〇	
3					
4					
5					
6					
7					
8					変更に係る事業の用に供する運搬施設のみ記載してください。 記載例は、変更許可申請で汚泥及び石綿含有産業廃棄物を追加するにあたり、それらの品目を従来から使用しているダンプ及び新しく追加する清掃車で収集運搬する場合のものです。 なお、変更許可申請において新しく追加する運搬車両のみ、自動車検査証の写し、運搬車両の写真及び運搬車両の使用権限を有することを証する書類（使用権限を有していない場合）が必要になります。
9	船舶 (タンク船)				
10					
事務所の所在地		茨城県水戸市笠原町978番6			
駐車場の所在地		茨城県水戸市笠原町978番25			

車検証のとおり記載し、「ユニック車」のような表記はしないこと。

運搬車両の賃貸借契約書や使用承諾書等が必要になる例としては、次のようなものがあります。

(なお、新規許可申請時のみ必要です。)

- ①自動車検査証の使用者の氏名又は名称が申請者と異なる場合（申請者が法人の場合には、役員個人が使用者である場合も含む）
- ②自動車検査証の使用者の氏名又は名称が「\*\*\*」となっており、かつ、所有者の氏名又は名称が申請者と異なる場合

船舶検査証のとおり記載してください。

#### (2) その他の運搬施設

産業廃棄物の収集運搬に容器を用いる場合には、記載漏れがないようにしてください。

産業廃棄物の収集運搬に容器ごとの個数等の情報を記載してください。

種類	名称	用途	容量	備
コンテナ		がれき類 (*4)、 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず (*1) (*4) (*5)	〇m <sup>3</sup>	〇個
フレコンバッグ		がれき類 (*4)	〇m <sup>3</sup>	〇袋
耐水性プラスチック袋		汚泥 (*4)	〇m <sup>3</sup>	〇枚 二重梱包する。

(\*4) は石綿含有産業廃棄物を含む

汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む）については、飛散及び流出の防止のため、排出時に措置した耐水性のプラスチック袋等による二重こん包の状態のまま運搬する必要があります。そのため、収集運搬過程において、プラスチック袋等が破損した場合に備えるため、申請者においてもプラスチック袋等を用意し、その写真を提出してください。



(3) 積替施設又は保管施設の概要

①所在地

茨城県筑西市〇〇町12345

②保管する産業廃棄物の種類及び保管数量

木くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、金属くず（自動車等破砕物を除く。）

〇〇㎡

※積替施設又は保管施設がない場合は該当がない旨を記載。

・事前に積替保管施設の設置許可を受けている場合には、その施設の  
詳細について記すこと。

※積替え保管施設は事前に施設の設置許可を受けている必要がある。  
設置許可については当課施設グループに相談すること。

・積替保管施設を有しない場合は、「該当なし」と記入する。

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員を含む。）

(1) 車両毎の用途

ダンプ：汚泥（オープンドラム缶を使用）、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

※ 廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を含む

清掃車：汚泥

(2) 収集運搬を行う時間

月曜日から金曜日午前9時から午後5時まで

(3) 休業日

土日、祝祭日

車検証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものに限る。」とある車両については、「汚泥」「鉋さい」「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」「がれき類」の収集運搬車両として使用しないこと。

従業員数内訳

役員や他の従業員を兼任している場合には、括弧書き等でその旨が分かるように記載すること。

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
3 人	0 人	0 人	(役員1人兼任) 2 人	5 人	5 人	営業 5 人	19 人

## 5. 環境保全措置の概要

### (1) 運搬に際し講ずる措置

#### 飛散・流出防止対策

運搬に際しては、荷台をシートで覆い、ロープで固定する。

汚泥の運搬に際しては、清掃車又はオープンドラム缶を使用する。

石綿含有産業廃棄物の運搬に際しては、他の産業廃棄物と混合しないように荷台に仕切りを設ける。また、フレコンに梱包し荷台をシートで覆う。

#### 悪臭対策

臭いの発生するものについては、清掃車又はオープンドラム缶を使用し、密閉して運搬することで、悪臭が外部に漏れることを防止する。

#### その他

運搬に際しては、産業廃棄物の収集・運搬基準を遵守する。

個々の産業廃棄物の特性に合わせた取扱い方法を運転手に周知する。

車両及び容器は必要に応じて洗車、清掃を行い清潔に保つ。

交通法規を遵守する。

積替え保管を行わない場合は、  
その旨を記入すること。

### (2) 積替え又は保管施設において講ずる措置

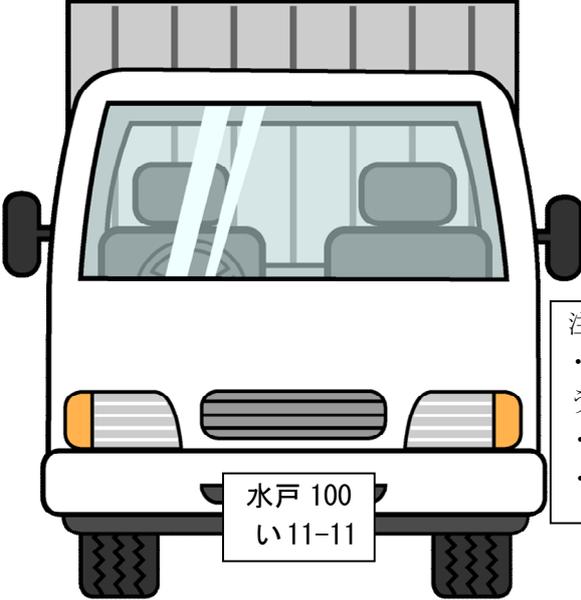
- ・悪臭対策として密閉式のコンテナを使用する

### (3) その他

なし

# 運搬車両の写真

自動車登録番号又は車両番号	水戸 100 い 11-11
---------------	----------------

前 面 写 真	<div style="text-align: center;">  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両の前面（真正面）を全体が写るように撮影。</li> <li>・ナンバープレートを確認できるもの。</li> <li>・写真はカラーとすること</li> </ul> </div>
------------------	--

側 面 写 真	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両の側面（真横）を全体が写るように撮影。</li> <li>・名称等の車体の表示を確認できるもの。</li> <li>・不正改造車両（さし枠等）を使用しないこと。</li> <li>・既に許可を有している場合には車体の表示も確認できるように撮影すること。</li> </ul> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;"> <p>車体の表示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①「産業廃棄物収集運搬車」</li> <li>②「会社名（事業者名）」</li> <li>③「固有番号（許可番号の下6桁）」</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;"> <p>※車体の表示が読み取れない場合には、 表示部分を拡大した写真も添付すること</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>産業廃棄物収集運搬車 茨城産廃株式会社 〇〇〇〇〇〇号</p> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>© dak</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">撮影</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">年</td> <td style="width: 15%;">月</td> <td style="width: 15%;">日</td> </tr> </table>	撮影		年	月	日
撮影		年	月	日		

# 運 搬 船 舶 の 写 真

船 名	
前 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・船舶の前面（真正面）を撮影すること。</li><li>・写真はカラーとすること（画像データをカラー印刷したのも可）</li></ul>
側 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・船舶の側面（真横）を撮影すること。</li><li>・写真はカラーとすること（画像データをカラー印刷したのも可）</li></ul> <p>撮影 年 月 日</p>

# 運 搬 容 器 の 写 真

運搬容器等の名称	コンテナ	用途	がれき類 (*4)、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず (*4)
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 容器の全体が写るように撮影すること</li> <li>・ 蓋付きの容器の場合には、蓋や留め金が見えるように撮影すること</li> <li>・ 実物を撮影すること</li> <li>・ 同じ容器が複数ある場合には、そのうちの1つを撮影すること</li> </ul>			
		撮影	年 月 日
運搬容器等の名称	フレコンバッグ	用途	がれき類 (*4)
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 容器の全体が写るように撮影すること</li> <li>・ 蓋付きの容器の場合には、蓋や留め金が見えるように撮影すること</li> <li>・ 実物を撮影すること</li> <li>・ 同じ容器が複数ある場合には、そのうちの1つを撮影すること</li> </ul>			
		撮影	年 月 日

(\*4) は石綿含有産業廃棄物を含む。

# 主たる事務所の付近の見取図

所在地の住所を  
記載すること

所在地 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

見取図

## 注意事項

- ・住宅地図の貼付でも可
- ・インターネットから入手した地図の貼付でも可
- ・複数の主たる事務所がある場合はそれぞれの見取図を貼付すること
- ・事務所、事業所の近くに目印となる建物等がある場合は名称を記載すること

# 駐車場付近の見取図

所在地 茨城県水戸市笠原町 978 番 25  
面積 500 m<sup>2</sup>  
面積

土地登記簿や賃貸借契約書の地番と住居表示が異なる場合には、括弧書き等で併記すること。

所在地の住所及び面積を記載すること

## 見取図

- ・住宅地図の貼付でも可
- ・インターネットから入手した地図の貼付でも可
- ・車庫が複数ある場合はそれぞれの見取図を貼付すること
- ・事務所、事業所の近くに目印となる建物等がある場合は名称を記載すること

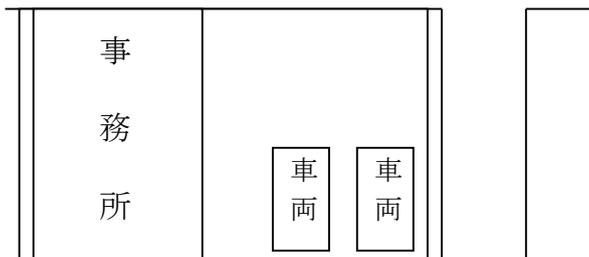
## 駐車場内配置図

### 注意事項

- ・車庫内部の配置図を記載すること
- ・入り口、建屋などがあれば記載すること
- ・車庫が複数ある場合はそれぞれの配置図を貼付すること
- ・駐車スペースを四角等で分かるように記入すること（車両台数分）

### (記載例)

県道○号



(第1面)

提出時に記入

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 住所等は、個人が申請する場合は住民票のとおり記載すること。
- 法人が申請する場合は履歴事項全部証明書のとおり記載すること。

申請者

郵便番号 310-8555  
 住所 茨城県水戸市笠原町978番6  
 氏名 茨城産廃株式会社  
 代表取締役 茨城 太郎  
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号 029-301-3033

- 現在の許可証の「許可の年月日」を記載すること。
- 許可証の許可番号の下6桁を記載すること。

産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号 ○○年○○月○○日 第○○○○○○○○○○○○○号

収集運搬業・処分業の区分 処分業 ■申請する事業区分を記載すること。

許可に係る事業の範囲(収集運搬業にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類) 破砕：別表1(変更前)のとおり  
 埋立：別表1(変更前)のとおり ■処分方法ごとに別表1を作成。

- 「別表1(変更前)のとおり」と記入し、現在の許可証の事業の範囲を別表1に記入して添付すること。

- 「別表1(変更後)のとおり」と記入し、追加する品目等変更の内容を別表1に記入して添付すること。

- 変更する理由を記載すること。

変更内容 破砕：別表1(変更後)のとおり

変更理由 顧客の要望により申請するもの

変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)  
 破砕施設  
 設置場所 茨城県水戸市○○町○○番地  
 処理能力 ○○t/日(○時間)  
 許可年月日 令和○○年○○月○○日  
 許可番号 ○-○-○○○○

- 変更に伴い追加する施設を記載すること。

変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要 破砕  
 詳細は別添「事業計画概要書のとおり」

※ 事務処理欄

# 事業計画概要書(処分業)

## 1. 事業の全体計画

現在、当社は既に産業廃棄物処分業を営んでおりますが、顧客からの要望により新たに廃プラスチック類、金属くずの処分事業を行いたく、今回許可の申請をいたします。

処分業に当たっては廃棄物処理法等を遵守し、処分行為を行います。

具体的な排出事業者の名称及び所在地(代表的なもの1つで可。番地含む)を記載すること。

予定排出事業者の所在地が茨城県外の場合には、下記の記載例のように、「事業者名・住所・(茨城県内の事業所)」というふうに記載すること。

「紙くず」や「動植物性残さ」といった特定の事業活動に伴って排出される産業廃棄物については、その要件を満たす排出事業者を記載すること。

## 2. 処分する産業廃棄物の種類及び処分量

	産業廃棄物の種類	処分量 (t/月 又は m <sup>3</sup> /月)	性状	排出事業者の 名称、所在地	処分方法	処分後の廃棄物の予定処分先(売却の名称)及び所在地(処分場の名称及び所在地)
1	廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く。)	50 t /月	固形	(株)〇〇工業 千葉県〇〇市〇町1-3 (茨城県内の現場)	破砕	(株)〇〇環境 茨城県笠間市〇〇町 〇〇番地
2	金属くず	50 t /月	固形	(株)〇〇建設 栃木県〇〇市〇町2-1 (茨城県内の工場)	破砕	〇〇金属(株) 茨城県〇〇市〇〇町 〇〇番地
3	廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)	50 t /月	固形	(株)〇〇建設 茨城県日立市〇〇	埋立	
4	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む)	50 t /月	固形	(株)〇〇建設 茨城県日立市〇〇	埋立	
5	がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)	50 t /月	固形	(株)〇〇建設 茨城県日立市〇〇	埋立	
6	石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む場合にはその旨を記載すること。石綿含有産業廃棄物の場合は、予定処分先に石綿含有産業廃棄物を処理できる最終処分場等を記載すること。					
7	また水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等についても、それらが扱える処分場を記入すること。					
8	事業範囲変更許可申請に伴い新たに追加する品目のみ記載すること。					

処分先は具体的な処分業者等の名称及び処分場等の所在地(番地含む)を記載すること。

処分場を持たない事業者や積替え保管施設等を有さない事業者は予定運搬先として認められないので注意すること。

備考 取扱う産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

3. 施設の概要 (1) 中間処理施設	
処理施設の種類	破碎施設
設置場所	茨城県水戸市〇〇町〇〇番地
設置年月日 (使用前検査結果通知の日付を記載すること)	〇〇年〇〇月〇〇日
処理能力	〇〇 t / 日 (8 時間)
廃棄物の種類	廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を除く) 金属くず
処理施設の処理方式及び施設の概要	処理方式 破碎 概要 ジョークラッシャー、振動篩い、ベルトコンベア、
環境保全設備の概要	破碎によって生ずる粉塵の周囲への飛散を防止するため破碎機及び振動篩い、ベルトコンベアの3箇所に散水装置を設置する。 騒音・振動・粉塵防止のため、振動篩いは屋内に設置する。 保管施設は、粉塵飛散防止のため散水施設を設置する。

4. 処分業務の具体的な計画（処分業務を行う時間、休業日、組織及び従業員を含む。）

(1) 施設ごとの用途

・破碎施設

廃プラスチック類及び金属くずを保管施設から投入ホッパーに投入し、振動篩いにより分別し、ベルトコンベアで所定の置場に保管する。

(2) 処分業務を行う時間

月曜日から金曜日午前9時から午後5時まで

(3) 休業日

土日、祝祭日

役員や他の従業員を兼任している場合には、括弧書き等でその旨が分かるように記載すること。

従業員数内訳

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
3 人	0 人	0 人	(役員1人兼任) 2 人	5 人	5 人	営業 5 人	19 人

## 5. 環境保全措置の概要

### (1) 中間処理施設において講ずる措置

粉塵等の発生防止のため、散水設備により散水しながら中間処分を行い、散水に使用する水は、場内水を処理した再生水を使用し、事業所外には排出しない

※中間処理施設に応じて発生が予想される水質、水温、振動、悪臭等の生活環境保全のための措置について記載すること

### (2) 保管施設において講ずる措置

環境保全のため、保管の場所から産業廃棄物が飛散・流出・地下浸透し、悪臭が発生しないよう留意し、保管に伴い汚水が生じる場合にあっては、公共水域及び地下水の汚染を防止するために排水溝などを設けるとともに、底面をコンクリート舗装している。

また、適正保管量を超えないようにするよう留意するとともに、産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出し、保管場所には、ネズミ、蚊、ハエその他の害虫が発生しないよう清潔保持に心掛ける。

### (3) その他

各種産業廃棄物の取扱い上の注意や不足事態の発生時における対応の仕方を日頃から教育、訓練により従業員に周知徹底を図っている。

また、定期的に勉強会等を行い、法律、基準、廃棄物処理の適正処理等の知識向上に努めている。

## 処分後の産業廃棄物の処理方法

処分後の産業廃棄物の種類	破碎に伴い発生する廃プラスチック類及び金属くず	
発生量 ( t /月又は m <sup>3</sup> /月)	1 0 0 k g /月	
処理方法	自己処理	(処分場所)
	委託処理	(処分業者名) ○○環境㈱
		(所在地) 茨城県笠間市○○町○○番地
	<input type="checkbox"/> 埋立処分 <input type="checkbox"/> 海洋投入処分 <input type="checkbox"/> 中間処理 <input type="checkbox"/> 売却 (該当するものに○を付けてください)	
具体的な方法 破碎に伴って発生する金属くずは、自社の保管場所に保管し、売却できるものは○○金属㈱ (所在地: ○○県○○市○○町○○番地) に売却する。 破碎に伴って発生する廃プラスチック類及び売却できない金属くずは、上記の○○環境㈱で埋立処分する。		

# 施設の付近の見取図

所在地 茨城県水戸市〇〇町〇〇番地

面積 1,000 平方メートル

## 見取図

### 注意事項

- ・住宅地図の貼付でも可
- ・インターネットから入手した地図の貼付でも可
- ・施設が複数ある場合はそれぞれの見取図を貼付すること
- ・事務所、事業所の近くに目印となる建物等がある場合は名称を記載すること

## 施設内配置図

### 注意事項

- ・施設内部の配置図を記載すること
- ・入り口、建屋などがあれば記載すること
- ・施設が複数ある場合はそれぞれの配置図を貼付すること
- ・破砕機、焼却炉等の施設の配置場所を明確に示すこと

# 資 金 計 画 書

内 訳	金 額	
事業の開始に要する 資金の総額	25,000	
土地	購入費 5,000	
事務所	造成費 2,500    建設費 5,000	
中間処理施設	造成費 1,500    建設費 3,000	
最終処分施設	造成費 4,000    建設費 4,000	
調 達 方 法	自己資金	5,000
	借入金	20,000
	(借入先名)	
	その他	※すでにある施設を用いるため、新たな資金は要しない。
	増資	
備考	資金の総額及び調達方法の内訳については、事業計画に応じ適宜変更すること	

新たに資金を必要としない場合は「その他」に理由を記載してください。

# 資産に関する調書（個人用）

令和 年 月 日現在

資産の種別	内容	数量	価格、金額(千円)
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地			
建物			
備品			
車両			
その他			
資 産 合 計			
負債の種別	内容	数量	価格、金額(千円)
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 合 計			

産業廃棄物処理業に直接の関係ない資産や負債についても記載すること。  
 例：建設業でのみ使用している車両  
 住宅ローン等の借入金

# 誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者の住所  
氏名等を記載  
すること

申請者

住 所 茨城県水戸市笠原町978番6

氏 名 茨城産廃株式会社

代表取締役 茨城 太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

茨城県知事 大井川 和彦 殿

(記載例)

政令6条の10に規定する  
使用人がいる場合は必要

## 政令使用人証明書

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

住 所 茨城県水戸市笠原町 978 番 6  
申 請 者 茨城産廃株式会社  
氏 名 代表取締役 茨城 太郎  
(法人は名称及び代表者)

下記のものは、当社の使用人であって、廃棄物の収集若しくは運搬の業に係る契約を締結する権限を有するものの代表者であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の10に規定する政令使用人であることを証明します。

### 記

氏 名	永戸 二郎
本 籍 地	茨城県銚田市銚田 1367 番地の 3
住 所	茨城県銚田市銚田 1367 番地の 3
生年月日	昭和42年6月25日
役 職	営業部長

以上

申請書第3面に記載した  
政令6条の10に規定する  
使用人を記載

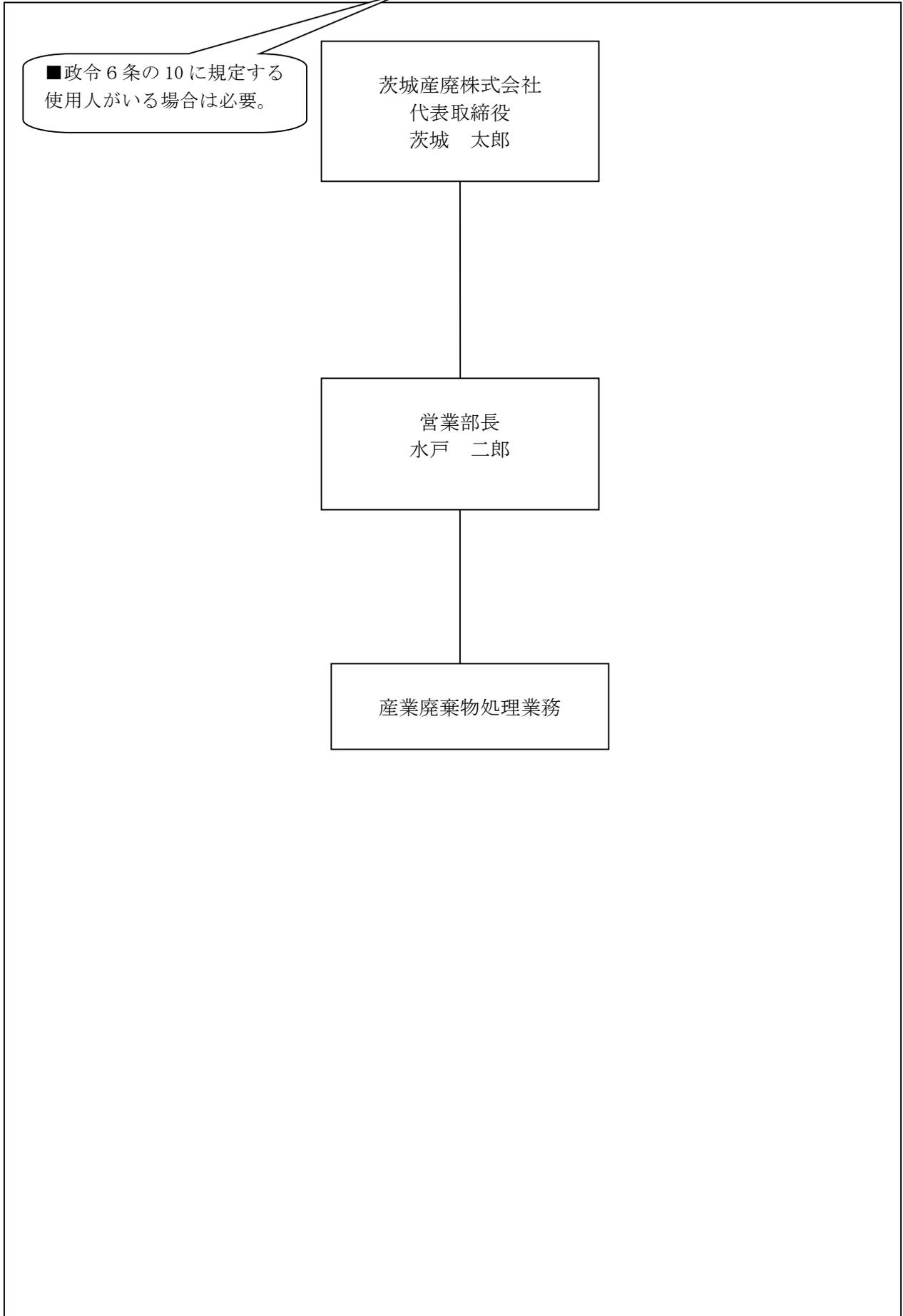
組織図

■政令6条の10に規定する  
使用人がある場合は必要。

茨城産廃株式会社  
代表取締役  
茨城 太郎

営業部長  
水戸 二郎

産業廃棄物処理業務



(記載例)

許可証等の受取希望媒体の意向確認書（収運、処分共通）

申請日 令和 年 月 日

住 所 茨城県水戸市笠原町 978 番地 6

事業者名 茨城産廃株式会社

電話番号 029-301-3033

産業廃棄物処理業（収運、処分）許可証番号  
第 ○○○○○○○○○○○号

- 更新許可の場合には許可番号を記載
- 新規は許可番号は不要

許可種別 収運（積替保管を 除く ・ 含む ）  
処分

産業廃棄物処理業許可申請等に係る交付物（許可証等）の受取媒体については、以下のとおりとします。

電子交付はいただいたメールアドレス宛に許可証のPDFデータを送付します。

受取希望媒体 (希望する方に☑)	<input type="checkbox"/> 紙	<input checked="" type="checkbox"/> 電子
メールアドレス (電子交付を希望の場合のみ記入)	*****@*****	

<備考>

- ・ 電子交付を受け取ることのできる機器はパソコンのみとなります。  
スマートフォンやタブレットでは受け取ることができません。
- ・ 行政書士等の代理人を通じて申請を行う場合、代理人の方が電子交付による許可証等の受領を希望する場合には、代理人の方のメールアドレスを記載願います。
- ・ 申請から許可決定までの間に交付方法に係る意思が変わった場合（紙⇄電子）について、当初電子交付を希望していた場合に、後から紙交付に変更した場合、実費相当額（150 円）をお支払いいただくことで対応いたしますが、当初紙交付を希望していた場合に、後で電子交付に希望した場合、既に納められた手数料を返還することはできません。
- ・ 許可証等の交付後には、交付方法の変更に応じることはできません。

申請者名 ( )

1 損失の理由及び改善計画書

コロナ禍の不景気に伴い、取引が減った。  
〇〇や××等の設備投資をした結果、第〇期において赤字を計上した。

第〇期から〇〇の見直すことにより、経費削減を行っていく。  
第〇期から改善策として〇〇を実施することで、第〇期から繰越損失の解消が見込める。

2 五カ年の収支計画書

単位：

		(五カ年の収支計画)			
会計年度					
売上高					
売上原価					
販売費及び一般管理費					
営業利益					
営業外収益					
営業外費用					
経常利益					
特別利益					
特別損失					
法人税充当額					
当期純利益					

■繰越損失が発生した主な理由を記載してください。  
■事業改善の具体策、今後の見通し（現に改善中の場合は、これまでの効果、今後の見通し）場度を記載してください。

直前期の繰越利益剰余金 円

※ 損失の理由及び改善計画書、五カ年の収支計画書は、特定の条件に該当した場合のみ提出が必要となります。  
詳細については、許可申請書及び添付書類についてのご案内をご確認ください。

## <経理的基礎に係る書類の作成上の留意点>

- 損失の理由について
    - ・ 損失が発生した会計年度、理由及び金額等について具体的に記入してください。  
(記載例.「コロナ禍の不景気に伴い、取引が減った」、「〇〇や××等の設備投資をした結果、一時的に赤字が出た」等)
    - ・ 特別損失(貸倒損失、固定資産売却損等)による場合は、当該特別損失が発生した会計年度、理由及び金額等を記入してください。また、今後の発生の見込みを記入してください。
  - 改善計画について
    - ・ 直前期の実績を踏まえて、講じる改善計画の内容を具体的に記入してください。
    - ・ 改善策が経費削減なのであれば、削減する経費の費目、削減金額、削減の方法等を具体的に記入してください。「経営努力により諸費用を削減する」というような抽象的な説明は避けてください。  
(記載例.「第〇期から〇〇の見直すことにより、経費削減を行っていく」、「第〇期から改善策として〇〇を実施することで、第〇期から繰越損失の解消が見込める」)
    - ・ 負債の内訳に役員からの借入れがある場合には、確定申告に使用した借入金の内訳書の写しを添付し、具体的な借入額を記入してください。
  - 五カ年の収支計画書について
    - ・ 単位については、「円」「千円」など適宜記入してください。
    - ・ 直前3期分の実績と五カ年の収支計画が大幅に乖離している場合には、別途説明資料の提出を求める場合があります。
    - ・ 売上高は、売上高の合計額だけでなく、産業廃棄物処理業、その他主要事業の売上高の内訳についても記入してください。
    - ・ 売上原価は、合計額だけではなく、主要な費目、削減予定の経費の内訳についても記入してください。
    - ・ 販売費及び一般管理費は、合計額だけではなく、主要な費目、削減予定の経費についても記入してください。
    - ・ 様式の行数が不足する場合には、適宜行を追加して使用してください。
- ※ 債務超過が多額であり、かつ、直前3年間の実績、損失の理由及び改善計画の内容を踏まえ、経理的基礎を有していることが確認できない場合等は、更なる追加書類を提出していただく場合があります。ご不明な点がある場合には、廃棄物規制課宛、事前にお問い合わせください。